

(別冊)

事業報告書

令和5年度
(第14期事業年度)

自：令和5年4月1日
至：令和6年3月31日

国立研究開発法人国立成育医療研究センター

国立研究開発法人国立成育医療研究センター令和5年度事業報告書

1. 法人の長によるメッセージ

国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、平成22年4月1日、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）に基づき、国立成育医療センターから独立行政法人国立成育医療研究センターへ、また平成27年4月1日、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）に基づき、独立行政法人国立成育医療研究センターから国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）へと移行いたしました。

当センターは、全国に6あります国立高度専門医療研究センターの1つであり、成育医療（母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患等の疾患で、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とする疾患に係る医療）に関する研究、医療の提供、それに関わる人材の育成等に取り組んでいます。

特に、高度先駆的医療の開発及び標準医療を確立していくために、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要であることから、当センターにおいては研究基盤を強化するため、法人内にあります研究所、臨床研究センターと病院等の組織の連携強化に努めているところです。その思いも込め、法人の名称にも「研究」が加わっています。

さらに、女性の社会進出に伴い、活躍の場が増えていく中で、様々な健康上の問題等が生じるため、女性の健康や疾患について、心身における性差も加味し、ライフステージ毎に多面的・包括的な分析を加え、病態の解明と予防及び治療に向けた研究を推進するために、「女性の健康」に関する司令塔機能を担い女性の体とこころのケアなどの支援等に関するモデル的な取組の均てん化を行うための取り組みを進めているところであります。

また、国民の皆様が必要とされる成育医療の提供に努めるとともに、その医療を提供する人材の育成も急務であると認識しており、法人内外の医療従事者への研修に取り組んでいるところです。

経営に関しましては、安定的な経営基盤の構築に向けて事業の効率化を図り、人的・物的資源を有効活用することにより、経営改善に取り組んでいます。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

当センターは、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としています。（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第3条第5項）

(2) 業務内容

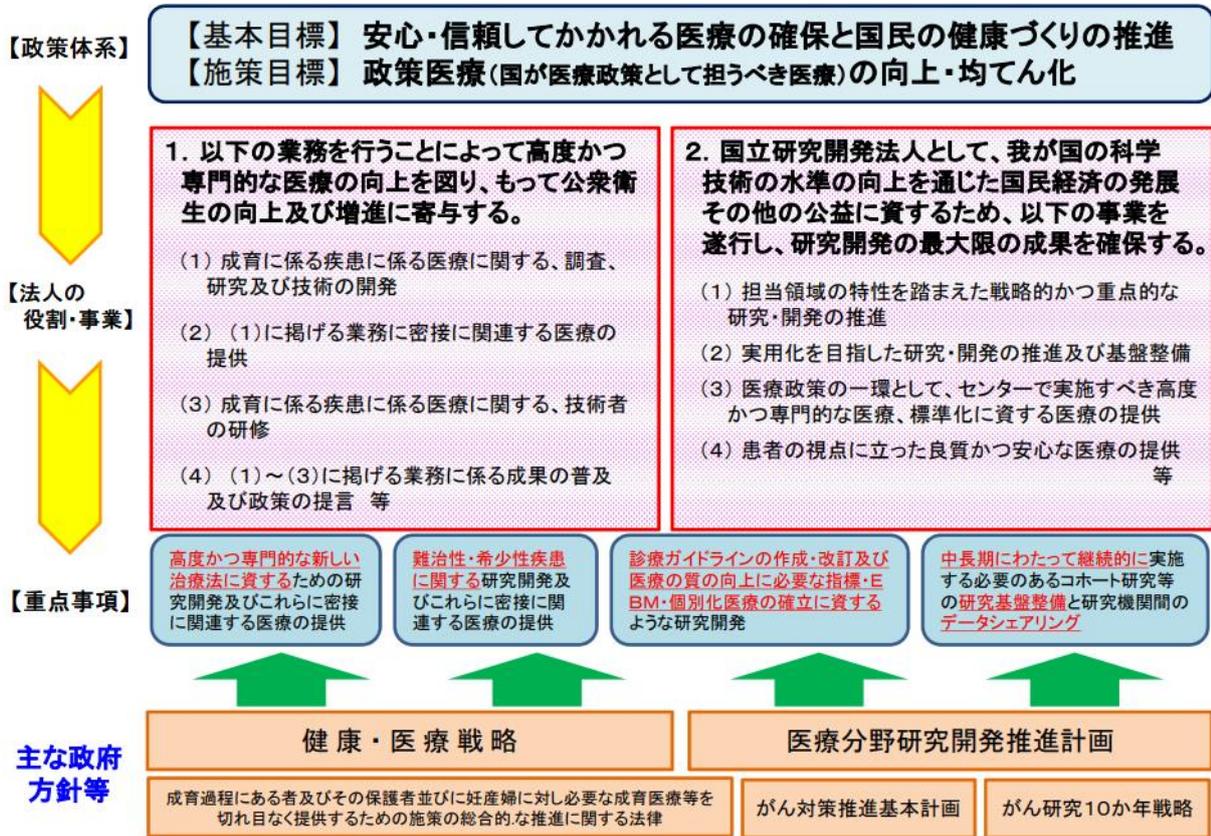
当センターは、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第3条第5項の目的を達成するため、以下の業務を行います。（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第17条）

- 一 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 一に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

- 三 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 一～三に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 一～四に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

国立研究開発法人国立成育医療研究センターに係る政策体系図



4. 中長期目標

(1) 概要（中長期目標期間：令和3年4月～令和9年3月）

当センターは、「健康・医療戦略」（平成26年7月22日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、臨床研究及び治験の更なる推進、ゲノム医療の実現化など新たな治療法に関する研究開発や「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）に基づき策定された「がん研究10か年戦略」（平成26年3月31日文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認）を踏まえた対策など、研究開発に重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めることとされています。

また、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に基づく、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針（平成29年厚生労働省告示第76号）を踏まえ、調査、研究・開発、医療の提供、技術者の研修等に努めることとされています。

さらに、成育基本法に関連する成育医療の推進とその全国的な普及にあたり、中心的な役割を担うこととされています。

また、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）においては、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対す

る思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提であるとし、年代ごとの課題や、健康を阻害する社会的要因への対応も含め近年の女性の健康に関わる問題変化に応じた支援が必要になってくるとされており、また、女性の健康に関わる最新のエビデンスの収集・情報提供を行うとともに女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケア、リプロダクティブ・ヘルスケアを含む成育医療等の提供に関する研究等を進め、我が国の女性の健康に関する研究等の司令塔機能を担うこととされています。

詳細につきましては、第3期中長期目標をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとめりの目標

当センターは、中長期目標における一定の事業等のまとめりの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分は以下のとおりです。

一定の事業等のまとめり	
研究事業	成育医療に関する戦略的研究・開発を推進する事業
臨床研究事業	治験成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等の事業
診療事業	小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療を提供するための事業
教育研修事業	成育医療に対する研究・医療の専門家（看護師、薬剤師等のメディカルスタッフ部門も含む。）の育成を積極的に行う事業
情報発信事業	研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する事業

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当センターは受精・妊娠に始まり、胎児期、新生児期、乳児期、学童期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至るライフサイクルに生じる疾患（成育疾患）に関する医療（成育医療）と研究を推進するために設立されました。この目的を目指す上で忘れてはならないのは子どものためのアドボカシー（advocacy：自己主張できない存在の代わりになってその存在のために行動すること）の理念です。

当センターは、必要とする全ての子どもや青年そして妊娠・出産に関わる女性に優れた成育医療を提供します。感染症などの急性疾患や難病などの慢性疾患を持つ子どもとそのご家族、合併症妊娠や出産を願う女性とそのご家族が安心して医療を受けることができるように、安全でこころのこもった医療・看護・患者支援を行うことを第一に心掛けます。また、子どもや青年とご家族を biopsychosocial（身体的・心理的・社会的）に把握し、支援することを目指します。

優れた医療を提供するには優れた医学研究が不可欠です。それは、医療と医学研究とが補い合う存在であるからです。世界の医療や医学を革新する優れた成果を生み出すために、当センターでは病院と研究所が密接に協力していきます。なお、医学研究には、iPS細胞やES細胞などを用いた基礎医学研究から、再生医療や遺伝子治療などの基礎医学研究の成果を臨床に応用するための研究、患者を対象とする臨床研究、さらに、心理・社会学的な研究まで多岐にわたります。医療や研究で得た科学的根拠に基づいた新たな知見を、実現可能性を踏まえた政策提言につなげ、さらに社会実装までつなげてい

く仕組みが必要です。こうした課題に対応するため、令和4年度に「成育こどもシンクタンク」を設立しました。私たちは研究体制をさらに強化し、世界をリードする基礎・臨床研究を目指して努力します。

一方、障害や病気を持って成長する子どもや青年とご家族の支援についても忘れてはなりません。慢性疾患を持つ子どもや青年とご家族を支援するために平成28年春から運営を開始した「もみじの家」は、子どもや青年の在宅医療の支援施設として順調に運営されており、たくさんの方からのご支援を頂いています。この場をお借りして、感謝申し上げます。同様の施設が日本中に広まる事を願っています。

また、女性の活躍促進や子育て支援の観点から、「骨太の方針」や「こども未来戦略方針」などにおいて、当センターに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究及び女性の健康に関わる最新のエビデンスの収集・情報提供を行う仕組みを構築することとされたことから、

- ・女性の健康に関するデータセンターの構築
- ・女性のライフコースを踏まえた基礎研究・臨床研究の積極的な推進
- ・情報収集・発信、政策提言
- ・女性の体とこころのケアなどの支援等

の4つの柱を軸に、女性特有の疾患や性差医療に関する研究開発等を推進することを目的とし、女性が生涯にわたり健康で活躍できる社会を目指すために、「女性の健康」に関するワーキンググループを立ち上げ、検討を行っております。

私ども当センターの全ての職員は、成育医療や女性の健康、医学研究を通じて社会に貢献したいと考えています。しかしながら、医療や医学研究には多くの矛盾と危険性が含まれています。人を対象とする研究を行って成果を得るとはいかなることか、医療や医学研究に貢献するとは何か、自分たちの仕事を通して私たちはどのような社会を作ろうとしているのかなどの省察が常に当センターの全ての職員にも求められています。さらに、私たちが得意とする成育医療、看護、保健、福祉、医学研究、医学教育の分野で将来頑張ってくれる若い有能な人材を育て上げることも当センターの重要な使命です。

また、当センターは「成育基本法」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」等の趣旨を十分に意識し、日本の成育医療と医学研究を推進するため、これからも一層の努力をいたす所存です。多くの方々のご支援とお力添えを頂きますよう、お願い申し上げます。

6. 中長期計画及び年度計画

当センターは、中長期目標を達成するための中長期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中長期計画と当該事業年度の年度計画との関係は次のとおりです。

なお、詳細につきましては、第3期中長期計画及び年度計画をご覧ください。

第3期中長期計画	令和5年度計画
第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	
1. 研究・開発に関する事項	
(1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進【重要度：高】、【難易度：高】	
(疾病に着目した研究)	(疾病に着目した研究)
① 成育に係る疾患の本態解明	<ul style="list-style-type: none"> ・成育疾患患者の網羅的ゲノム解析を実施 ・新規原因遺伝子の同定や疾患成立機序の解明に結びつけ、年間2件以上報告
② 成育に係る疾患の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・成育コホート研究や母子コホート研究などの疫学研究を推進 ・データスクリーニングが終了した疫学研究の成果を中心に、積極的に論文発表等で情報発信 ・新たな出生コホート研究の準備を進め、最新の因果

<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>④ 成育に係る疾患研究の実用化体制の構築</p> <p>⑤ 国立高度専門医療研究センター間の疾患横断領域における連携推進</p>	<p>推論の解析が可能となるコホート研究の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難治性食物アレルギーの精度の高い診断方法や有効な治療方法の開発を進める ・基礎研究、社会医学研究及び臨床研究の有機的な連携を図り、再生医療・遺伝子治療を含む総合的な研究・開発を推進 ・国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）において、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発の推進とそのための基盤整備、人材育成等に取り組む。
<p>（２）実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備【重要度：高】</p>	
<p>① 遺伝診療センターと連携した全ゲノム解析、小児希少疾患の原因遺伝子解明の推進、センター内の連携強化、バイオバンク機能の拡充</p> <p>② 女性特有の病態・疾患領域に係る治験・臨床研究の積極的な推進</p> <p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p> <p>④ 企業等との連携の強化</p> <p>⑤ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>⑥ 倫理性・透明性の確保</p> <p>⑦ 競争的資金を財源とする研究開発</p> <p>⑧ 医療分野の ICT の活用</p> <p>⑨ first in human／ first in child（ヒト（子ども）に初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和４年９月に設立された遺伝診療センターと連携し、成育疾患の病態解明研究等を推進 ・バイオバンクを活用し、データベース化を進める ※ 令和６年度計画より実施 ・研究の運営計画に基づき、内部及び外部委員による運営委員会において、研究課題を採択 ・研究費全体のプログラム・ディレクター（PD）及び研究課題ごとのプログラム・オフィサー（PO）を置き、研究の進捗管理を実施 ・企業及び他の研究機関との共同・受託研究契約を、年間 100 件以上締結 ・職務発明委員会における審査を、年間 10 件以上実施 ・倫理審査委員会、臨床研究審査委員会、及び治験審査委員会（IRB）において審査した治験・臨床研究に関する情報をホームページ上で公開 ・研究倫理に関する知識・意識の向上を図るための講習会を年 6 回以上開催 ・外部の競争的資金等を獲得し、研究開発を更に推進 ・診断書等の医療文書の下書きを自動作成するダイナミック症例サマリーを構築 ・first in child（ヒト（子ども）にはじめて投与する）試験を 1 件実施 ・医師主導治験の実施件数を 4 件以上 ・臨床研究実施件数（倫理審査委員会にて承認された研究）を 267 件以上 ・治験（製造販売後臨床試験も含む）の実施を 50 件以上
<p>２．医療の提供に関する事項【重要度：高】</p>	
<p>（１）医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供</p>	
<p>① 高度・専門的な医療の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・難治性遺伝疾患（慢性肉芽腫症、ウイスコット・アルドリッチ症候群など）に対する遺伝子治療を 1 件以上実施 ・小児希少難病に対する遺伝子診断を 200 件以上実施 ・重症胎児発育不全を 50 例以上管理するとともに合併症妊娠を 50 例以上管理 ・小児がん診断部門を充実させ、新たに開発した診断法を用いて小児がんに対する遺伝子診断を 10 件以上実施 ・CAR-T 療法について、日本の小児病院初となる認定提供可能施設として 4 例以上実施 ・新生児期の心臓手術を 45 例以上実施するほか、腹部・胸部手術を 50 例以上実施

<p>② 女性の健康に係る医療の取組</p> <p>③ 臨床応用に向けた研究成果の活用</p> <p>④ 臨床評価指標を用いた医療の質の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・眼科手術 25 例 50 眼、脳神経外科手術 15 例実施 ・臓器移植医療を 50 例以上実施 ※ 令和 6 年度計画より実施 ・先進医療としての承認を目指す臨床研究等について、プロトコル作成、厚生労働省との協議や先進医療の申請書等について、引き続き支援を実施し、先進医療の承認を 1 件以上得る ・臨床評価指標を用いて医療の質の評価につなげる
<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p>	
<p>① 患者等参加型医療の推進</p> <p>② 医療・診療の質の向上及び充実・強化</p> <p>③ チーム医療の推進</p> <p>④ 医療安全対策の充実強化</p> <p>⑤ 職種間の負担均衡及び負担軽減</p> <p>⑥ 効果的・効率的な病院運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・患者からの意見や患者満足度調査の実施を通じて、実態に沿った改善に努める ・患者相談窓口や情報コーナーにおけるサービスの向上を図る ・入退院時において、できるだけ患者及び家族に対し、ワンストップサービスを提供できる仕組みを整備 ・多くの専門診療科と関連する職種を有する当センターの特徴と強みを生かした複数診療科、多職種による総合的な診療体制の充実を図る ・医療安全管理室と感染制御室が共働して、年 3 回以上の全職員を対象とする研修を実施 ・診療支援者（医師事務作業補助者、医療クラーク、薬剤師）の業務の更なる定着を図る ・年間の病院の手術件数、病床利用率、平均在院日数、入院患者数について、数値目標を定めて取り組む
<p>3. 人材育成に関する事項</p>	
<p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p>	
<p>・成育医療に関する研究・医療等のリーダーとなる人材を積極的に育成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的かつ統括的観点に立って、センター内外から人材を広く募り、育成を図る ・センター外の研究者にも研究の機会を積極的に提供 ・臨床研究センターと協力して臨床研究に精通した人材の育成を推進
<p>(2) モデル的研修・講習等の実施</p>	
<p>① 各種セミナーの開催</p> <p>② 英語論文の作成支援</p> <p>③ 各職種研修の開催</p> <p>④ 高度かつ専門的な医療技術に関する研修</p> <p>⑤ 国内外の小児病院等との交流等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種セミナー等の充実を図り、センター外の医療機関等からもより多くの参加が可能になるよう、各種媒体を通じた広報を行うとともにウェビナー等による開催を推進。各種セミナー等を計 35 件以上行う ・英語論文の校正作業について、専門家が対応 ・小児がん拠点病院を対象とした小児がん診療にかかわる各職種の研修を 1 件以上実施 ・関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会参画施設を対象とした小児がん診療にかかわる各職種の研修を 1 件以上実施 ・小児がん相談員を育成するための研修および小児がん相談員向けの継続研修を年 1 回実施 ・小児・AYA 世代のがんの長期フォローアップに関する研修会（LCAS）に関して、年 1 回以上の研修会を実施 ・未熟児網膜症早期手術等の高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施 ・国内外の小児医療・研究施設等との間で、現場スタッフの交流、指導者の派遣、若手医師の相互受入などを実施

⑥ 小児科専攻医の採用、教育プログラムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小児科専攻医を毎年 10 人以上採用 ・地方の一般病院小児科での短期研修を含め、教育プログラムを充実
4. 医療政策の推進等に関する事項	
(1) 国への政策提言に関する事項	
① 成育医療のグランドデザインの提唱	<ul style="list-style-type: none"> ・小児在宅医療を含む短期滞在型施設の在り方についての提言を実施
② 専門的提言	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を実施
(2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	
① ネットワークの運用等	<ul style="list-style-type: none"> ・日本小児総合医療施設協議会 (JACHRI) 加盟施設を中心とする小児治験ネットワークの中央事務局機能を担い、医薬品の開発及び安全対策等を推進
② 情報の収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・センター紹介冊子、年 4 回発行の広報誌等を制作・配付、ソーシャルメディアを活用した情報の発信、ホームページの充実を図る
③ 国際貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・医療研究協力の協定を結んでいるワシントン小児病院等との交流研修、共同研究などの推進 ・世界保健機関などの国際機関とのパートナーシップを拡充
(3) 公衆衛生上の重大な危害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン接種による感染防御効果が明らかになるまでは、感染患者の治療を引き続き行う ・災害対策訓練との継続と、診療継続計画 (BCP) の更新を行う ・広域における小児周産期医療体制の維持継続
第 2 業務運営の効率化に関する事項	
1. 効率的な業務運営に関する事項	
(1) 効率的な業務運営体制	
① 紹介率と逆紹介率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・紹介率 85%以上を維持
② 人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・逆紹介率は中長期計画期間中に 45%以上 ・医療従事者のタスク・シフティング (業務の移管) を推進 ・両立支援の推進、多様な働き方の導入・拡充
(2) 効率化による収支改善	
① 部門別決算の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各診療科の適切な意思決定と実績管理のため、部門別決算を実施
② 経営改善策の企画立案	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門における対応を着実に実施
③ 給与制度の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・同一地域内の民間の同規模病院等の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう検討
④ 一般管理費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度に比し、0.85%以上削減
(3) 材料費等の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の共同購入を行うとともに、同種同効医薬品の整理など、使用医薬品の集約に一層取り組む ・医療材料の一括調達を実施し、購入費用を削減し、消費払方式 (院内在庫を所持しない) により、経費削減を図る ・後発医薬品の数量シェアを 85%以上維持
(4) 修繕コストの適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性を営繕職員が判断し、全てを外注とせず可能な限り職員が対応
(5) 収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・医業未収金については、定期的な督促に加え、支払督促制度を活用 ・診療報酬請求業務については、レセプト点検体制の充実及び査定減対策を強化
(6) 情報システムの整備及び管理	<ul style="list-style-type: none"> ・PMO を設置し、情報システムの適切な整備及び管理を行う
2. 電子化の推進	

(1) 業務の効率化を図るための情報基盤の共有	・情報共有基盤システムの適正な運用を図り、適切なアクセスコントロールの下に情報の共有・活用をすすめる
(2) 財務会計システムの活用による経営改善	・月次決算を行い、毎月の財務状況を把握し、経営状況の分析を行う
第3 財務内容の改善に関する事項	
1. 自己収入の増加に関する事項	
(1) 外部資金の獲得	
① 企業等との共同研究の実施	・適切な契約のもとに受託研究、共同研究等の実施を推進する。 ・小児治験ネットワークを介した治験受託を拡大し、年40,000千円以上の収益獲得を目指す ・研究費獲得に向けたセミナー等を開催し、競争的研究資金の獲得を進める ・成育医療を推進するための支援先の充実。国民、企業、財団などへの寄付依頼活動の実施
② 治験・医療情報による収入	
③ 競争的資金の獲得	
2. 資産及び負債の管理に関する事項	
・投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める	・投資を計画的に行い、中長期的な固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める
第4 短期借入金の限度額	
・限度額 2,100 百万円	・限度額 2,100 百万円
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
なし	なし
第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする時はその計画	
なし	なし
第7 剰余金の使途	
・将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる	・将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる
第8 その他業務運営に関する重要事項	
1. 法令順守等内部統制の適切な構築	
(1) 内部統制 (2) 研究不正への対応 (3) 計画的な内部監査等の実施 (4) 契約業務における競争性、公正性、透明性の確保 (5) 業務方法書に基づく業務運営	・監査室による内部監査は、ガイドライン及び規程により定められた「外部資金による研究費」「契約」「病院情報システム」の3回に加え、他に重点監査対象項目を選定のうえ、合計5回以上監査を実施 ・原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性及び透明性が十分確保される方法により実施 —
2. 人事の最適化	
(1) 優秀な人材確保のための人事交流の促進	・優秀な人材を持続的に確保する観点から、国、国立病院機構等、国立大学法人、民間等との円滑な人事交流を行う
(2) 人事に関する方針	・医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する
3. その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）	
(1) 施設・設備整備に関する計画	・経営面の改善や患者の療養環境の維持及び研究・医療の高度化が図られるよう、経営状況を勘案しつつ、必要かつ効率的な整備を行う — ・情報セキュリティリテラシー向上のための研修及びeラーニングについて、最近の動向も踏まえ、見直しを行い、全職員に受講させる
(2) 積立金の処分に関する事項	
(3) 情報セキュリティの向上	

(4) その他の事項

・「発信すべき情報」について精査を行い、効果的な内容・タイミングでマスメディアに広報

※ 令和6年2月27日に中長期目標が変更され、それに基づき、中長期計画の変更が指示され、令和6年3月29日に計画の変更が承認されました。また、当該計画の変更内容は、令和6年度計画に反映されております。

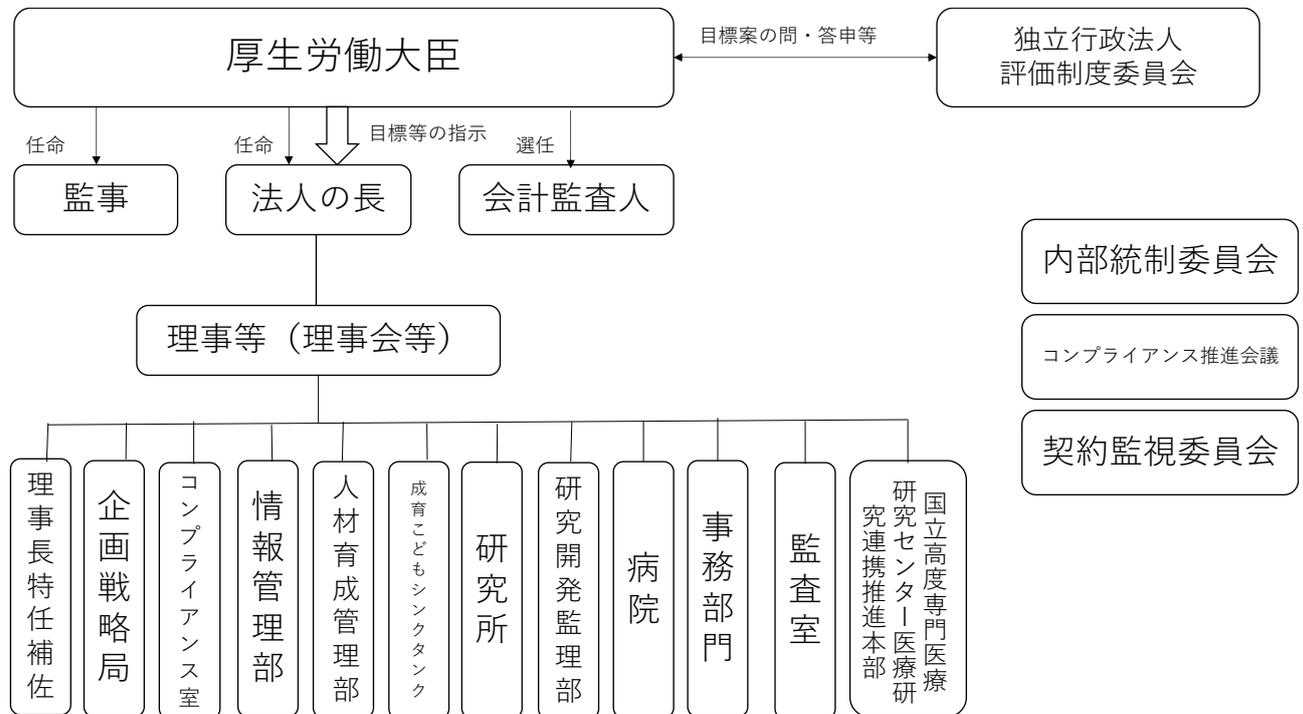
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

当センターのガバナンス体制は次の通りです。平成26年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成27年に内部統制の推進に関する規程を制定し、内部統制の目的が、役員及び職員が業務の有効性・効率性の向上に努め、研究・開発の最大化を実現しミッションを遂行することや、中長期目標等に基づき法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性を確保するためであることを明確化いたしました。また、内部監査や会計監査人による監査等、定期的なモニタリング等を実施しております。

なお、内部統制の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

ガバナンスの体制図



(2) 役職員の状況

① 役員 の 状況

(令和6年4月1日現在)

氏名	役職	任期	担当
五十嵐 隆	理事長	自：令和3年4月1日 至：令和9年3月31日	平成12年 前東京大学大学院医学系研究科教授 平成22年4月 国立成育医療研究センター理事 平成24年4月 (現職)
北澤 潤	理事 (常勤)	自：令和6年4月1日 至：令和8年3月31日	※管理運営・経営担当理事 前国立成育医療研究センター 企画戦略局長 令和6年4月 (現職)
成田 雅美	理事 (非常勤)	自：令和6年4月1日 至：令和8年3月31日	※医療・研究担当理事 杏林大学医学部小児科学教室主任教授 令和6年4月 (現職)
柿島 房枝	理事 (非常勤)	自：令和6年4月1日 至：令和8年3月31日	※コンプライアンス担当理事 大原法律事務所弁護士 令和4年4月 (現職)
西田 大介	監事 (非常勤)	自：令和3年7月1日 至：令和8年度財務諸表承認日	公認会計士 西田公認会計士事務所 平成24年11月 (現職)
岡田 知之	監事 (非常勤)	自：令和3年7月1日 至：令和8年度財務諸表承認日	花王(株)、(株)UACJ 経営戦略本部 顧問 令和3年7月 (現職)

② 会計監査人の名称及び報酬

会計監査法人はEY 新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は、11百万円(消費税抜き)であり、非監査業務に基づく報酬はありません。

(3) 職員 の 状況

常勤職員は令和5年度末現在1,449人(前期末比25人増)であり、平均年齢は36.4歳(前年比0.4歳増)となっています。このうち国等からの出向者は7人です。

(4) 重要な施設等の整備の状況

① 当事業年度に完成した主要な施設等

該当ありません。

② 当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

研究所空調設備整備その他工事

- ③当事業年度に処分した主要な施設等
該当ありません。

(5) 純資産の状況

①資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	36,383	—	—	36,383
資本金合計	36,383	—	—	36,383

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがあります。

②目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和5年度は、目的積立金の申請を行っておりません。

(6) 財源の状況

①財源の内訳

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金	3,647	11.6%
施設整備費補助金	408	1.3%
長期借入金等	878	2.8%
業務収入	26,569	84.3%
その他の収入	0	0.0%
合計	31,502	100.0%

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがあります。

②自己収入に関する説明

当法人の臨床研究事業、診療事業等では、各事業の主なサービス等を提供することにより、25,738,682,465円の自己収入を得ています。この自己収入は、臨床研究事業においては、受託研究に係るサービスの成果であり、また、診療事業は、診療行為に係るサービスであります。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当センターは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、毎年度、環境物品等の調達を円滑にするための方針を定め、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めております。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

当センターは、病院と研究所が一体となり、難病に悩む患者や家族に対して、安全で有効な高度先駆的医療を提供し、また、小児救急医療や周産期医療を含む成育医療全般に関して、チーム医療と継続的医療を重視したモデルを確立し、全国的に展開し、28の診療科を有する国内最大規模の小児・周産期病院として、実験医学

から社会医学に至る広範な成育医学研究を推進しております。また、最先端の技術を用いた研究を行いながら若手研究者の育成に注力しつつ、さらに、国内外の医療機関と共同研究を進め、その成果を世界に発信し成育医療の進歩に貢献し、研究所と病院の密接な協力体制、高度で専門性の高い小児・周産期医療の提供を行い、病気の有無にかかわらず、身体、心理、社会性の面から子ども・青年と家族を支援する体制を構築し、リスクに対応できる医療を行っているところです。これらの人的資源、研究成果等の多岐にわたる実績を元に更なる成育医療の推進を図るところであります。

また、女性の健康に関する司令塔機能を担うために、今後は、女性特有の疾患や性差医療に関する研究開発等を推進するところであります。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

当センターは、国立成育医療研究センター業務方法書第4条に規定する業務を有効かつ効率的に遂行するための内部統制に係る基本事項を定めた内部統制に関する規程を整備し、部署ごとに定めた内部統制責任者において、内部統制の一環として、リスク管理を実施しております。

また、内部統制推進部門を設置し、ミッション(中長期計画及び年度計画を含む。)の障害となる要因(リスク)に対応するための評価を実施しております。

内部統制推進責任者及び内部統制推進部門は以下の通りです。

内部統制推進責任者

部署	責任者
情報管理部	情報管理部長
研究所	研究所長
研究開発監理部	研究開発監理部長
病院	病院長
総務部	総務部長
人事部	人事部長
企画経営部	企画経営部長
財務経理部	財務経理部長
図書館	図書館長
監査室	監査室長
広報企画室	広報企画室長

内部統制推進部門：企画戦略局

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

当センターは、ミッションの障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするための内部統制に関する規程を整備するとともに、内部統制委員会を開催し、リスクへの対応状況を確認しております。

詳細については、業務方法書をご覧ください。

9. 業績の適正な評価の前提情報

令和5年度の各業務についてのご理解とその評価に資するための各事業の取り組みや実績等の情報については、当センターのホームページ及びガイドブック等をご覧ください。

(ホームページ)



(ガイドブック)



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務効果・業務実績

令和5年度の業務実績・効果として、主なものは以下のとおりになります。

- ・令和4年度に論文報告した STAT6 の機能増強変異は、世界中から次々に症例が報告され、世界中に患者が一定する存在が明らかとなり、世界中の医師/研究者等と共に、「STAT6 機能獲得型変異疾患の国際コンソーシアム」を立ち上げ、同疾患患者の遺伝学的、臨床的特徴を明らかにし、新たな疾患概念を確立しました。
 - ・高度不妊治療を受ける女性に疫学調査を実施し、ストレス要因を抽出した(日本生殖着床学会誌 2023)。またワクチン接種が直後の月経開始時期を遅延させることを、月経管理ログデータを用いた研究により日本人で初めて報告しました。
 - ・自閉スペクトラム症の早期発見に有用な視線計測を応用した AI による進化型診断補助装置を開発し、治験プロトコルの確定を行いました。
 - ・胎児治療について、脊髄髄膜瘤に対する直視下修復術を大阪大学と共同し、我が国で初めての手術である早期安全性試験を開始。また、先天性水頭症に対して、内視鏡的第三脳室底開窓術もしくは脳室腹腔シャント術による手術的加療を実施しました。胎児鏡を用いた双胎間輸血症候群に対するレーザー手術の実施、先天性横隔膜ヘルニアに対する胎児鏡下気管閉塞術 (FETO) を実施し、我が国の実施は当センターのみであります。さらに重症大動脈弁狭窄症に対する超音波ガイド下胎児大動脈弁形成術は、我が国で初めての手術を実施しました。
 - ・臓器移植について、優れた手術手技・周術期管理・早期リハビリテーションに加え、移植後に重篤となりうるウイルス感染症の早期発見・感染対策・治療介入にチームとして取組み、令和5年中に62例、肝移植開始から総数837例と単一施設として世界トップクラスの小児肝移植数を積み重ねるとともに、治療成績においても小児肝移植1年生存率96.2%と、全国平均生存率90.4%と比較し良好な結果を得ることができました。さらに、令和3年からは小児心臓移植施設として認定され、令和5年中に2例の小児心臓移植を成功させました。
- 等、特に顕著な成果の創出に期待される実績を上げております。

(2) 自己評価

(単位：百万円)

項目	評価 (※)	行政コスト
I. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
i. 研究事業 担当領域の特性を踏まえた戦略かつ重点的な研究・開発の推進	S	1,596
ii. 臨床研究事業 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備	S	3,038
iii. 診療事業 医療の提供に関する事項	S	23,249
iv. 教育研修事業 人材育成に関する事項	A	1,936
v. 情報発信事業 医療政策の推進に関する事項	A	281
II. 業務運営の効率化に関する事項		
業務運営の効率化に関する事項	A	—
III. 財務内容の改善に関する事項		

財務内容の改善に関する事項	A	—
IV. その他の事項		
その他業務運営に関する重要事項	A	—

詳細につきましては、業務実績評価書をご覧ください。

※標語の説明

研究開発に係る事務及び事業

- S：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- A：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B：「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

研究開発に係る事務及び事業以外

- S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：所期の目標を達成していると認められる。
- C：所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(3) 中長期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
評定(※)	A	A	—	—	—	—

※標語の説明

- S：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- A：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B：「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

11. 予算と決算との対比

[令和5年4月1日～令和6年3月31日]

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	3,300	3,647	補正予算による増
施設整備費補助金	411	408	
長期借入金等	1,264	878	国からの入金が翌年度になったことによる減
業務収入	27,554	26,569	
その他収入	—	0	
計	32,529	31,502	
支出			
業務経費	28,507	27,633	
施設整備費	1,815	1,665	
借入金償還	1,433	1,433	
支払利息	23	23	
その他支出	104	196	過年度補助金返還による増
計	31,882	30,950	

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

予算額と決算額の差額理由については、決算報告書をご覧ください。

12. 財務諸表

(1) 貸借対照表

[令和6年3月31日現在]

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	12,874	流動負債	7,213
現金及び預金 (※1)	6,855	一年以内返済長期借入金	1,407
医業未収金	4,633	買払金	1,002
棚卸資産	195	未払金	2,392
その他	1,190	一年以内支払リース債務	116
固定資産	47,496	賞与引当金	839
有形固定資産	41,607	その他	1,457
無形固定資産	964	固定負債	13,391
投資その他の資産	4,925	長期借入金	6,571
		リース債務	163
		退職給付引当金	5,553
		その他	1,104
		負債合計	20,604
		純資産の部 (※2)	金額
		資本金	36,383

		資本剰余金	581
		利益剰余金	2,803
		純資産合計	39,767
資産合計	60,370	負債純資産合計	60,370

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(2) 行政コスト計算書

[令和5年4月1日～令和6年3月31日]

(単位：百万円)

科目	金額
損益計算書上の費用	30,559
経常費用 (※3)	30,419
臨時損失 (※4)	140
その他行政コスト (※5)	380
行政コスト合計	30,939

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(3) 損益計算書

[令和5年4月1日～令和6年3月31日]

(単位：百万円)

科目	金額
経常費用(A) (※3)	30,419
業務費	29,508
給与費	14,180
減価償却費	2,313
その他	13,015
一般管理費	838
給与費	723
減価償却費	2
その他	112
財務費用	23
その他経常費用	50
経常収益(B)	30,169
運営費交付金収益	3,354
補助金等収益	638
業務収益	25,046
寄付金収益	113
資産見返負債戻入	189
施設費収益	29
退職給付引当金見返に係る収益	409
その他経常収益	390
臨時損失(C) (※4)	140
臨時利益(D)	30
当期純損失(B-A+D-C) (※6)	△361

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(4) 純資産変動計算書

[令和5年4月1日～令和6年3月31日]

(単位：百万円)

科目	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期期首残高	36,383	715	3,163	40,261
当期変動額				
其他行政コスト (※5)		△380		△380
当期純損失 (※6)			△361	△361
その他		246		246
当期末残高 (※2)	36,383	581	2,803	39,767

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(5) キャッシュ・フロー計算書

[令和5年4月1日～令和6年3月31日]

(単位：百万円)

科目	金額
I. 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	2,481
人件費支出	△14,370
運営費交付金収入	3,647
補助金等収益	830
自己収入	25,739
その他の収入・支出	△13,365
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△1,256
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△672
IV. 資金減少額(D=A+B+C)	553
V. 資金期首残額(E)	6,303
VI. 資金期末残高(F=D+E) (※7)	6,855

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金の関係

(単位：百万円)

科目	金額
資金期末残高 (※7)	6,855
現金及び預金 (※1)	6,855

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

13. 財務状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

①資産

令和5年度末現在の資産合計は60,370百万円と、前年度と比較して981百万円減(1.6%減)となっています。これは、前年度と比較して流動資産が97百万円

増(0.8%増)、固定資産が1,078百万円減(2.2%減)となったことが主な要因です。

②負債

令和5年度末現在の負債合計は20,604百万円と、前年度と比較して486百万円減(2.3%減)となっています。これは、前年度と比較して流動負債が19百万円減(0.3%減)、固定負債が468百万円減(3.4%減)となったことが主な要因です。

③純資産

令和5年度末現在の純資産合計は39,767百万円と、前年度と比較して494百万円減(1.2%減)となっています。これは、前年度と比較して資本剰余金が134百万円減(18.7%減)、利益剰余金が361百万円減(11.4%減)となったことが主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和5年度の行政コストは、30,939百万円となりました。このうち経常費用が30,419百万円、臨時損失が140百万円、その他行政コストが380百万円となっています。

(3) 損益計算書

①経常費用

令和5年度の経常費用は30,419百万円と、前年度と比較して175百万円減(0.6%減)となっています。これは、前年度と比較して業務費が171百万円減(0.6%減)、その他経常費用8百万円減(13.7%減)となったことが主な要因です。

②経常収益

令和5年度の経常収益は30,169百万円と、前年度と比較して447百万円減(1.5%減)となっています。これは、前年度と比較して業務収益が16百万円減(0.1%減)、補助金等収益が674百万円減(51.4%減)、運営費交付金収益が287百万円増(9.4%増)、寄附金収益15百万円減(11.7%減)、資産見返負債戻入が17百万円減(8.1%減)となったことが主な要因です。

③当期総損益

上記経常損益の状況及び臨時損益として△111百万円を計上した結果、令和5年度の当期総損失は△361百万円と、前年度と比較して305百万円損失が増加しています。

(4) 純資産変動計算書

令和5年度の純資産は、その他行政コストによる380百万円減、当期純損失による361百万円減、その他による246百万円増となった結果、39,767百万円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

①業務活動によるキャッシュ・フロー

令和5年度の業務活動によるキャッシュ・フローは2,481百万円の収入となり、前年度と比較して732百万円の収入増(41.8%増)となっています。これは前年

度と比較して人件費支出が136百万円増(1.0%増)、材料の購入による支出が59百万円減(0.8%減)、その他の業務支出が249百万円減(3.8%減)、運営費交付金収入が191百万円増(5.5%増)、補助金等収入が511百万円減(38.1%減)、医療収入が1,099百万円増(5.0%増)、研究収入が188百万円減(7.5%減)となったことが主な要因です。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

令和5年度の投資活動によるキャッシュ・フローは1,256百万円の支出となり、前年度と比較して397百万円の支出減(24.0%減)となっています。これは前年度と比較して有形固定資産の取得による支出が9百万円増(0.5%増)、無形固定資産の取得による支出が3百万円減(42.0%減)、有形固定資産の売却による収入が4百万円減(91.3%減)、施設費による収入が408百万円増となったことが主な要因です。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

令和5年度の財務活動によるキャッシュ・フローは672百万円の支出となり、前年度と比較して186百万円の支出増となっています。これは長期借入金の返済による支出が48百万円増(3.4%増)、長期借入れによる収入が132百万円減(13.1%減)、リース債務償還による支出が7百万円増(6.1%増)となったことが主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

当センターは、役員(監事を除く。)の職務の執行が通則法、法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他当センターの業務の適性を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めており、主な項目とその実施状況は次のとおりです。

(1) 内部統制について(業務方法書第10条、第14条)

役員(監事を除く。)及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他センターの業務の適性を確保するための体制整備等を目的として内部統制委員会を設置しております。令和5年度においては2回開催し、策定された対応計画の対応状況等の報告がなされ、また、当該年度に発生したリスク事象について今後の対応方針等議論され、当該委員会において確認を行いました。

(2) 監事監査及び内部監査について(業務方法書第18条、第19条)

監事は、業務及び会計に関する監査を行い、監査報告書を理事長に通知し、監査の結果、是正又は改善を要する事項があると認めるときは、報告書に意見を付すことができます。令和5年度においては、理事会や執行役員会、契約監視委員会等への出席、必要に応じた関係部門及び役職員からのヒアリング等の業務監査及び会計監査を実施いたしました。

また、理事長は、業務の適性かつ能率的な執行を図るとともに会計処理の適正を期すことを目的とした内部監査を職員に命じ、その結果に対する改善措置状況の報告を受けることとなっています。令和5年度においては、業務及び会計に関する事項について内部監査を実施し状況を確認しました。

(3) 入札・契約について(業務方法書第21条)

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会の設置等を定めた規程等を整備することとしており、契約監視委員会設置要綱のほか、

契約事務の適切な実施等を目的とした契約事務取扱細則に基づき、契約審査委員会の設置等を行っています。令和5年度においては、契約監視委員会を3回開催し、契約審査委員会を12回開催しました。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

- 平成14年3月 国立大蔵病院と国立小児病院とを統合し、国立成育医療センターを設立
- 平成22年4月 独立行政法人国立成育医療研究センターとして設立
- 平成27年4月 国立研究開発法人国立成育医療研究センターに改称

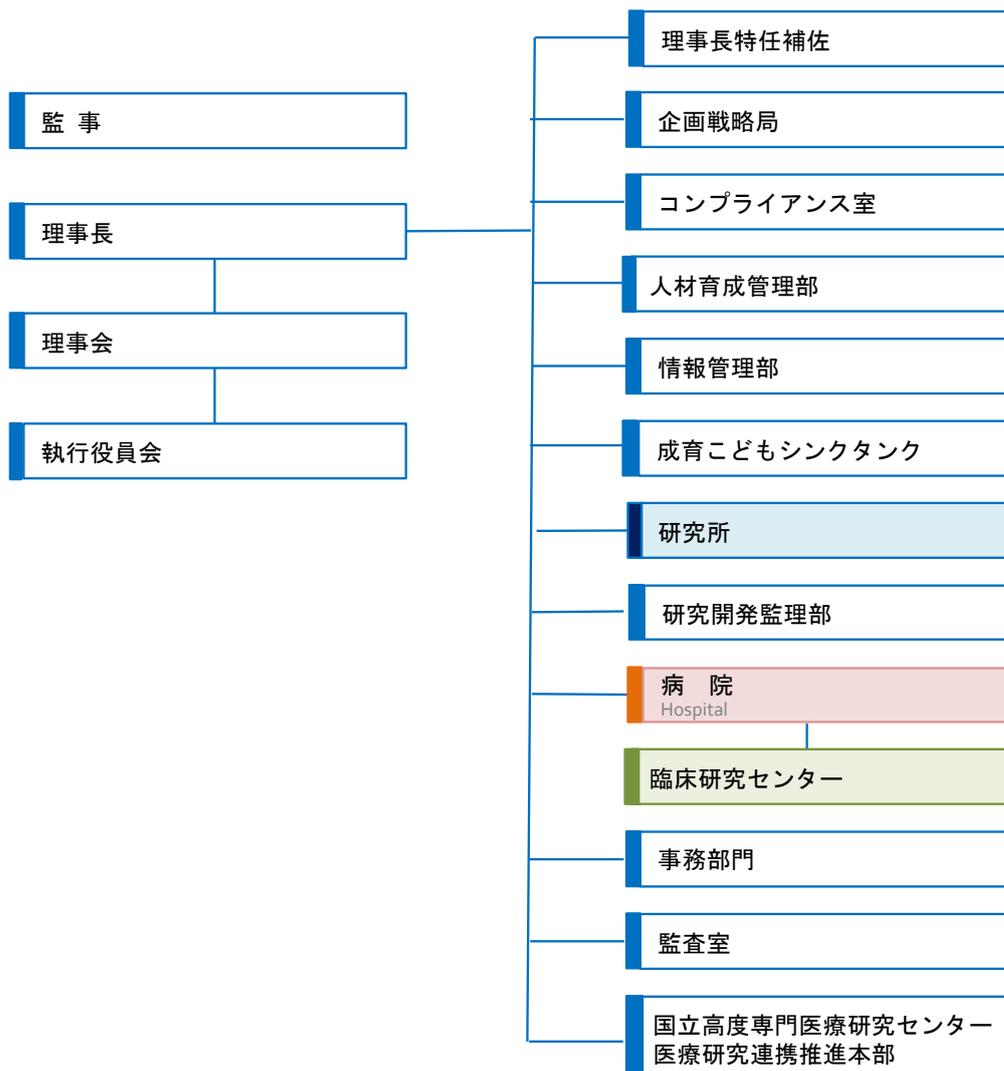
(2) 設立に係る根拠法

高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）

(3) 主務大臣

厚生労働大臣（厚生労働省大臣官房厚生科学課）

(4) 組織図



(5) 事務所（主たる事務所を含む）の所在地

東京都世田谷区大蔵二丁目 10 番 1 号

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

一般財団法人重い病気を持つ子どもと家族を支える財団

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	57,230	58,900	60,984	61,351	60,370
負債	18,037	18,975	20,688	21,090	20,604
純資産	39,193	39,925	40,296	40,261	39,767
行政コスト	31,533	27,514	29,195	31,100	30,939
経常費用	26,847	27,172	28,815	30,594	30,419
経常収益	27,199	28,234	29,068	30,616	30,169
当期純損益	293	1,038	212	△56	△361

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
運営費交付金	4,059
施設整備費補助金	253
長期借入金等	1,378
業務収入	26,993
その他収入	—
計	32,683
支出	
業務経費	27,936
施設整備費	1,618
借入金償還	1,407
支払利息	21
その他支出	116
計	31,098

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

② 収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
費用の部	31,306
経常費用	31,306
業務費用	31,230
給与費	15,129
材料費	6,969
委託費	3,975

設備関係費	3,157
その他	1,999
財務費用	22
その他経常費用	54
臨時損失	—
収益の部	31,418
経常収益	31,418
運営費交付金収益	4,043
資産見返運営費交付金戻入	17
補助金等収益	516
資産見返補助金等戻入	68
寄付金収益	103
資産見返寄付金戻入	77
施設費収益	253
業務収益	25,479
医業収益	23,265
研修収益	28
研究収益	2,121
教育収益	—
その他	66
土地建物貸与収益	32
宿舍貸与収益	237
その他経常収益	590
財務収益	—
臨時収益	—
純利益	112
目的積立金取崩額	—
総利益	112

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがあります。

③資金計画

(単位：百万円)

区別	金額
資金支出	38,878
業務活動による支出	27,958
研究業務による支出	1,307
臨床研究業務による支出	2,520
診療業務による支出	21,044
教育研修業務による支出	1,915
情報発信業務による支出	271
その他の支出	900
投資活動による支出	1,618
財務活動による支出	1,523
翌年度への繰越金	7,779
資金収入	38,878
業務活動による収入	31,052

運営費交付金による収入	4,059
研究業務による収入	132
臨床研究業務による収入	2,610
診療業務による収入	23,914
教育研修業務による収入	38
情報発信業務による収入	14
その他の収入	285
投資活動による収入	253
施設費による収入	253
有形固定資産の売却による収入	—
その他の収入	—
財務活動による収入	1,378
長期借入による収入	1,378
その他の収入	—
前年度よりの繰越金	6,195

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

①貸借対照表

流動資産

現金及び預金	:	現金、預金
医業未収金	:	医業収益に対する未収金
棚卸資産	:	医薬品、診療材料、貯蔵品等
その他	:	未収金等

固定資産

有形固定資産	:	土地、建物、医療用器械備品等
無形固定資産	:	ソフトウェア等
投資その他の資産	:	退職給付引当金見返等

流動負債

一年以内返済長期借入金	:	長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するもの
買掛金	:	医薬品、診療材料、給食用材料に係る未払債務
未払金	:	買掛金以外の未払債務
一年以内支払リース債務	:	リース債務のうち1年以内に返済期限が到来するもの
賞与引当金	:	支給対象期間に基づき定期的に支給する職員賞与に対する引当金
その他	:	預り寄附金等

固定負債

長期借入金	:	財政投融资資金（一年以内返済長期借入金に該当するものを除く）
リース債務	:	ファイナンス・リース取引に係る債務（一年以内支払リース債務に該当するものを除く）
退職給付引当金	:	将来支払われる退職給付に備えて設定される引当金

その他	:	資産見返負債等
純資産		
資本金	:	政府による出資金
資本剰余金	:	国から交付された施設費等を財源として取得した資産で、国立研究開発法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	:	業務に関連して発生した剰余金の累計額
②行政コスト計算書		
損益計算書上の費用	:	損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	:	政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	:	独立行政法人のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
③損益計算書		
業務費	:	国立研究開発法人の業務に要した費用
給与費	:	給与、賞与、法定福利費等、国立研究開発法人の職員等に要する経費（一般管理費で整理するものを除く）
減価償却費	:	業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費（一般管理費で整理するものを除く）
その他	:	材料費等
一般管理費	:	役員及び事務部門等に係る給与費、経費（減価償却費を含む）等
財務費用	:	長期借入金に係る支払利息等
その他経常費用	:	支払手数料等
運営費交付金収益	:	国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
補助金等収益	:	国・地方公共団体からの補助金等のうち、当期の収益として認識した収益
業務収益	:	医業に係る収益、委託を受けて行う研究に係る収益等
寄附金収益	:	寄附金のうち、当期の収益として認識した収益
資産見返負債戻入	:	運営費交付金・補助金等により取得した業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返負債から振り替えた収益
施設費収益	:	施設整備費補助金のうち、当期の収益として認識した収益
退職給付引当金見返に係る収益	:	退職給付引当金見返を計上したことに伴い認識した収益

その他経常収益 : 土地建物貸与や宿舍貸与等の収益
臨時損益 : 賠償額等負担金、収益認識の会計基準適用に伴う影響額、医療賠償に伴う保険金の収益等

④純資産変動計算書
当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤キャッシュ・フロー計算書
業務活動によるキャッシュ・フロー : 国立研究開発法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、医薬品費、材料費等のサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得による支出等が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー : 長期借入金の借入・返済による収入・支出等の資金の調達及び返済等を表す

(2) その他公表資料等との関係

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書を作成しています。

- i. 第3期中長期計画
- ii. 年度計画
- iii. 業務実績評価書
- iv. 財務諸表
- v. 環境報告書